鳥取市観光大学事業補助金交付金要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市観光大学事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が実施する「鳥取市観光大学」について補助することにより、鳥取市観光大学を通じて、宿泊・交通・土産等観光産業に従事する方々をはじめ、市全域で観光客をもてなすことができるようなホスピタリティの向上を目指すことを目的として交付する。

（補助対象者）

第３条　本補助金の交付対象者は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会とする。

（補助対象事業）

第４条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市観光大学とする。

（補助金の算定等）

第５条　本補助金は、補助対象事業の実施に要する経費の額に受講料を控除した額に１０分の１０を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付する。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更する。

（１）本補助金の増額

（２）本補助金の２割を超える減額

（着手届の提出）

第７条　本補助金の交付に係る事業は、規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（補助金の交付）

第８条　規則第１１条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払いにより交付する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附則

この要綱は、平成２２年１０月２６日から施行する。

この要綱は、平成２４年１１月２７日から施行し、平成２４年４月９日から適用することとします。